

令和3年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

本年も「全国労働衛生週間」が、10月1日から同月7日までを期間として、県民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の一層の推進を図るため、実施されます。

群馬労働局管内の労働者の健康をめぐる状況ですが、令和2年における定期健康診断の有所見率は59.9%で、平成18年以降毎年50%を超え8年連続で増加傾向にあります。同じく業務上疾病者数は265人で、前年より96人増加し、このうち病原体による疾病が94人で全体の35.5%となりました。病原体による疾病は、過去4年間で平成31年に1人、平成30年に3人であったものが新型コロナウイルス感染症の影響で最も高い割合となりました。腰痛などの負傷に起因する疾病は90人で全体の34%となり、前年の99人から減少したものの、例年高い割合を示しています。

労働者の高齢化は健康診断の有所見率の上昇や疾病者数の増加の要因として考慮しなければなりません。高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知を図り、健康づくり等の取組の推進が必要となっています。

これらのほか、仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスを感じている労働者が半数を超えている（平成30年労働衛生調査（実態調査））ことからメンタルヘルス対策を推進すること、また、労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、治療をしながら仕事を継続することができる「治療と仕事の両立支援」の取組の必要性も高まっていること、さらに、化学物質に起因する労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント結果に基づくリスク低減対策の実施など、労働者の健康確保のための様々な対策が必要となっております。

こうした状況を踏まえ、群馬労働局では、本週間及び、これに先立つ9月1日から同月30日までの準備期間中に、本週間の趣旨、健康診断、作業環境測定の実施についての周知活動など、労働者の健康確保を目的とした各種の取組を実施します。

各事業場の皆様におかれましても、本週間を契機として、労働衛生意識の高揚とさらなる労働衛生管理活動の推進に取り組まれますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、“三つの密”を避けることを徹底しつつ、新しい生活様式を定着させる必要があることから、その趣旨や必要性について、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用した労働者への周知、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施にも取り組んでいただきますよう重ねてお願いいたします。

群馬労働局長 **丸山 陽一**